

# 交通政策基本法及び国土強靭化基本法の改正案 概要

## 趣 旨

- 国内交通網は、地域における企業の立地や地域内・地域間の交流等の促進に資するものであり、とりわけ、**高速交通網**については、一部の路線・区間の**採算性が低い**としても、適切な整備・輸送サービスの提供が行われないと、若年層の流出等を招き、地方における**地域社会の維持・発展に影響**を及ぼす恐れがある。
- また、災害が頻発・激甚化する中、**国土強靭化**の観点から、大規模な災害が発生した場合においても**交通の機能が維持**され、社会・経済活動が持続可能となるよう必要な施策を講ずる必要がある。
- このような状況に鑑み、**交通政策基本法**と**国土強靭化基本法**との連携を図りながら、施策を推進していくことが重要である。

## 第一 交通政策基本法の改正

- 基本理念に以下の内容を追加。
  - ・**人口の減少に対応しつつ地域社会の維持及び発展に寄与**するものとなるようにすべきこと。
  - ・**国土強靭化**の観点を踏まえ我が国の**社会経済活動の持続可能性**を確保すること。
- 国は、少子高齢化の進展、人口の減少その他の社会経済情勢の変化に伴い、国民の交通に対する**需要が多様化し、又は減少する**状況においても、国民が移動を円滑に行うことができるようすべきことを明記。
- 国は、国民が安全にかつ安心して公共交通機関を利用することができるようにするため、**公共交通機関**に係る旅客施設及びサービスに関する**安全及び衛生の確保の支援**その他必要な施策を講ずるものとする。
- 国が地域の活力の向上に必要な施策を講ずる目的として、**地域社会の維持及び発展**を図ることを明記するとともに、そのために必要な施策として**基幹的な高速交通網の形成及び輸送サービスの確保**を追加。
- 国が運輸事業その他交通に関する事業の健全な発展のために行う施策として、**人材の確保の支援**を追加。

## 第二 國土強靭化基本法の改正

- 前文に**台風、局地的な豪雨**を大規模自然災害等の例示として追加。
- 基本方針を以下のとおり改正。
  - ・国家及び社会の重要な機能の例示として**交通**を追加
  - ・**地域の活力の向上**が図られることを明記

施行期日：公布の日

## 交通政策及び国土強靭化に関する件（案）

政府は、交通政策基本法及び強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法の一部を改正する法律の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 公共交通の防災・減災、公共交通が被災した場合の早期の代替交通・手段の確保、地域経済の活性化や地域社会の維持及び発展のための基幹的な高速交通網の形成、地域内及び地域間の交流及び物資の流通の促進に資する国内交通網及び輸送に関する拠点の形成、運輸事業その他交通に関する事業の基盤の強化並びに人材の確保等に必要なハード・ソフト両面にわたる施策を講ずるための財政上の措置を講ずること。

二 交通が国民の日常生活及び社会生活の基盤であることに鑑み、新型コロナウィルス感染症の影響によりあらゆる交通需要が大幅に減少する状況においても国民の交通手段が確保されるよう、運輸事業に対する柔軟かつ機動的な支援等を行うこと。

三 人材確保が困難となつてゐる自動車運転者等公共交通に従事する者の賃金及び労働条件の改善のための支援に努めるとともに、新型コロナウィルス感染症の影響により輸送需要が減少した事業者において雇用の維持が可能となるよう引き続き必要な施策を講じること。

四 経営が非常に厳しい地域の公共交通事業者の状況に鑑み、公共交通機関の利用促進を図り、地域公共交通網を維持及び確保するために更なる必要な施策を講じるとともに、地域公共交通の利便性及び安全性の向上についての事業者の取組を財政面も含め支援すること。また、科学的知見に基づいた安心感の醸成に向けて、事業者と連携した取組に努めること。

五 大規模な自然災害により被災した交通施設等の復旧に当たっては、防災・減災等に資する国土強靭化の観点から、再度災害防止のための改良復旧等を対象とする支援制度の整備及び運用改善について検討すること。また、復旧に際しては、地域における持続可能性を考慮した上で建設的な協議の下、地域の全ての関係者が連携、協働して、再構築を図る取組を支援すること。

六 高速交通網の形成に当たっては地域住民の理解が重要であることを踏まえ、事業の必要性や工事の進め方等について事業主体と住民その他の関係者との間で十分な協議を行うための場を設ける等の環境整備を行い、計画段階及び工事段階の双方における関係者間の合意形成に努めること。

七 人口の減少その他社会経済情勢に鑑み、交通に関する施策の推進を通じて、分散型社会の形成、国土の均衡ある発展に努めること。

八 高齢者、障害者、妊娠婦等の円滑な移動のために介助を要する場合に対し、交通事業者、行政、ボランティア団体等の連携の下、安全を確保し、支えていくための取組を推進すること。特に障害者については、公共交通機関の利用が拡大していることから、車椅子使用者や視覚障害者をはじめとする移動制約者と事業者双方との対話を重ねた上で介助の在り方を明確化するなど、必要な措置を講じること。

右決議する。